

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和 年 月 日)

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分にご理解およびご納得のうえ行なっていただきますようお願いいたします。

なお、ご利用者の心身の状況等で判断能力に障害がある場合は、ご家族または成年後見人等の立会いのうえ、ご契約をいただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

【電話】 0470-28-4070 月～土

【緊急連絡先】 080-7887-4836 24時間対応

【時 間】 午前8時30分 ～ 午後5時まで

2. ななうら居宅介護支援事業所の概要

【所在地】 千葉県南房総市千倉町大川638

【介護保険指定事業所番号】 1278800469 号

【サービス提供地域】 南房総市・館山市（特例として他市区町村もあり）

【管 理 者】 主任介護支援専門員 1 名

【職員体制】 介護支援専門員 5名

【營業時間】 月～土 午前8時30分～午後5時

(電話相談は無休)

日曜、祝祭日・お盆・年末年始はお休みさせていただきます。

※医療法人社団 桂 七浦診療所・病児保育

- ・通所リハビリテーション

- ・訪問リハビリテーション併設

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 申し込み（居宅介護支援の受け付け）
- ② 家庭訪問（ニーズの把握）
- ③ 利用者によるサービスの複数事業所を紹介し選択・課題分析
- ④ 居宅介護支援事業者間のサービス調整
- ⑤ 居宅サービス計画原案作成、支給限度額確認、利用者負担計算
- ⑥ サービス担当者会議による調整（サービス担当者会議を要しない場合は居宅介護支援事業者によるサービスの調整を行う。）
- ⑦ サービス担当者会議による担当者の調整
- ⑧ 利用者への説明と同意の確認
- ⑨ サービス利用票、提供票作成
- ⑩ サービス利用開始

(開始後も定期的にモニタリングをし、必要時、サービス内容の見直しを行う)
その他に、要介護等認定更新等の申請代行 ・ 給付管理業務

4. 利用料金

① 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦介護度により決められている料金をいただき提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市の窓口に提出いたしますと、全額の払い戻しを受けることができます

② 交通費 無 料

5. サービスの利用方法

①サービスの利用開始

まずは、ご来訪・お電話でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いします。介護認定が確定され、契約を締結した後、サービス提供を開始します。

②サービスの終了

(利用者のご都合で終了する場合)

利用者は、事業者に対して通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

(当事業所の都合でサービスを終了する場合)

災害や人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- * 利用者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護に入所および小規模多機能型居宅介護を利用した場合
- * 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- * 利用者の要介護認定区分が、要支援1、要支援2と認定された場合
- * 利用者が死亡した場合

④その他

利用者及びそのご家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがございます。

6. 緊急時の対応について

訪問時において契約者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に連絡を取り、救急対応等、必要な行為を行います。その際は速やかに契約者及び家族に連絡いたします。

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 災害発生時における対応について

職員、家族を含めた安全を確保した後、被災した利用者の生活の継続のために、考察し、支援体制を整え、早期の対応が必要とされる業務（非常時優先業務）を適切に実施できるよう努力します。

平常時から地域の多職種連携や住民の助け合いの強化を目指し利用者を含めた家族や地域の関係者と災害時の課題や対応方法を共有するネットワーク体制づくりができるよう進めてまいります。

当事業所の運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、居宅サービス計画の作成、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行う。事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

サービス利用のために

◆公正中立に関するもの

(1) サービス事業者の選定にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。

◆前6カ月のサービス利用割合等を利用者に説明

ケアマネジメントの公正中立を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、理解が得られるようにいたします。

- ・前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、事業者によって提供されたものの割合

(2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。

◆医療機関との連携に関するもの

(3) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう求めます。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。

(5) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

◆相談支援事業者との連携に関するもの

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます

◆調査課題分析の方法

利用様の直面している課題等を分析し、アセスメント（自社独自方法）をとり、利用者様に説明のうえ、ASP型ソフト（カイポケ）によりケアプランを作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を毎月評価していきます。

◆介護支援専門員の研修の実施

千葉県介護支援専門員協議会に所属し、開催される研修に参加をします。

その他、県・市で開催される講習、研修にも参加し認知症対応力の向上や、介護サービスの選択に資するよう努めます。

他事業所との合同勉強会に参加し質実向上に努めます。

ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識向上に努めます。

◆業務継続計画の策定

感染症や災害被害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、感染症対策、災害対策、業務継続に向けた強化のための、研修、訓練（シュミレーション）の実施、同時に必要に応じ、変更見直しを行います。

◆介護支援専門員実習生の受け入れについて

専門性の高い人材を確保して行くために、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。実践的な研修を行うことで、それまでに学んできた知識・技術や基本的な考え方を、実践的に統合する方法を修得することができ、また、実務の様子を知ることにより、実務研修修了後の円滑な業務の実践に結び付けることを目指します。また、受け入れの際には、前もって受け入れ確認をいたします。

◆高齢者虐待防止の推進

虐待の発生・再発防止のために制度の助言をいたします。

（成年後見制度は、認知症高齢者等の、権利擁護虐待防止を図る重要な制度）

虐待防止に務め、研修の参加し知識や技術を習得します。

虐待を発見した場合、通報義務があり、関係機関に相談、連絡を入れ対応させていただきます。

◆身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者当の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合理由を記録いたします。

◆相談・苦情について

① 担当 介護支援専門員 _____ 電話番号 28-4070

※あなたを担当する介護支援専門員ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

受付時間 月～土 午前8時30分～午後5時

② 情報の公開 インターネットで情報を見ることができます。

1. 南房総市ホームページ <http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>
2. 館山市ホームページ <http://www2.city.tateyama.chiba.jp/>
3. 厚生労働省 情報の公表 <http://www.kaigokensaku.jp/>

③ 下記窓口でも対応していただけます。

1. 南房総市の高齢者支援課 ⇒ 0470-36-1152
2. 館山市の高齢者福祉課 ⇒ 0470-22-3489
3. 千葉県国民健康保険団体連合会 ⇒ 043-254-7428

(当法人の概要)

名称 医療法人社団 桂
理事長 田中 かつら
社員数 28名以上
設立 平成24年12月27日
所在地・電話 千葉県南房総市千倉町大川638 0470-40-3330
事業内容 診療所、居宅介護支援事業、訪問リハビリテーション事業
病児保育事業、通所リハビリテーション事業
訪問看護事業

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要な事項を説明をしました。

<事業者> (住所) 千葉県南房総市千倉町大川 638
(名称) 医療法人社団 桂
(代表者) 理事長 田中 かつら 印
(事業所) ななうら居宅介護支援事業所

介護支援専門員 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、その内容に理解をしました。

<利用者> 住所 _____

氏 名 _____

利用者が身体の状態等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、利用者に代わって、その署名を代筆いたします。

<代理人> 住所 _____

氏 名 _____ (利用者との関係)